



府益担第1083号  
平成29年9月26日

一般財団法人1more Baby応援団  
代表者 三好 雅子 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



認定書

平成29年4月28日付け申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定に基づき、別紙のと通りの公益財団法人として認定する。

1. 法人コード：A024365
2. 法人の名称：一般財団法人1more Baby応援団
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益財団法人1more Baby応援団
4. 代表者の氏名：三好 雅子
5. 主たる事務所の所在場所：東京都港区高輪3丁目22番9号
6. 公益目的事業
  - (1) 少子化社会の現状に鑑み、広く国民に対して結婚、妊娠、出産、子育ての支援に資するための情報提供と啓発活動及び研修、研究、助成等を行い、理想の数だけ子どもを産める社会を実現し、もって将来の活力ある社会環境の維持・発展に寄与することを目的とする事業
7. 収益事業等  
該当なし